

令和4年6月29日

行方市長 鈴木 周也 様

行方市情報公開審査会
会長 百瀬 勝朗

行政文書不開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和4年4月22日付け行総第36号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和3年12月3日付け行税第251号により行った不開示決定処分は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年11月9日、行方市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて、実施機関に対し、「住民税基幹システムの取扱説明書」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。この際、行政文書開示請求書の「請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に、「ソフト会社の名前と連絡先、取扱説明書の閲覧と写し(一部)説明を求める」と記載した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を基幹系システム事業者(以下「ベンダー」という。)が作成した国税連携システムの操作手順書と地方税共同機構(以下「機構」という。)が作成した国税連携システムの「操作手引書」として特定した。
- (3) 実施機関は、操作手順書のベンダーから開示不開示の決定がされていないため、条例第12条第2項の規定に基づき、令和3年11月24日付けで審査請求人に対して、同年11月25日から同年12月8日までの開示決定等の延長を通知した。
- (4) 実施機関は、条例第7条第3号の規定に基づき、不開示決定を行い、令和3年12月3日付けで審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、令和4年3月3日付けの審査請求書により、実施機関に対し、不開示決定処分の取り消し裁決及び公文書の開示と写しの交付を求める審査請求

(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (6) 当審査会は、本件審査請求について令和4年4月22日付けで実施機関から条例第20条の規定に基づく諮問を受けた。
- (7) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和4年4月4日付けの弁明書及び審査請求人から市総務部宛て提出のあった令和4年4月27日付けの反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第3号該当と記載されているが、行政手続法第8条に基づく当該処分
の理由が示されておらず、審査請求人はその具体的理由が分からない。本件請求
は国税連携システムで国税庁から送られたデータには、マイナンバー制度の導入
により行方市がダウンロードした瞬間に住所地へ回送処理している。これを確認
するため、マニュアル等の閲覧と写しの交付を求める。
- (2) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する
法律施行規則第3条第7項には当該電子取引に係る電子計算機処理システムの概
要を記載した書類の備付を行うことが必要とされ、審査請求人はインターフェー
ス仕様書の一部等について知ることを求めておらず、審査請求人が納税地の税務
署へ電子申告したことを住所地の■■■■市まで速やかに回送しているかの確認であ
る。
- (3) 操作手引書は運用マニュアルを含めて4冊存在する。この操作手引書はインター
フェース仕様関連とは別途扱いとなっており、操作手引書には審査請求人に見ら
れて困る内容ではないはずである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第3号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当
該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権
利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として
規定している。

「操作手引書」には、国税連携に係る各種情報は、国税庁と総務省間の「所得税
申告書等の閲覧に必要な情報の取扱いに関する確認書」及び「国と地方団体との資
料情報等の相互提供における電子的送付の取扱いについて」に規定するインターフ
ェース仕様書の一部等であり、部外者が知り得ない情報が含まれているため、地方
公共団体は基幹システムを扱う事業者に対しても守秘義務を課し、取扱いについて
十分注意するよう明記されており、条例第7条第3号に該当し、不開示情報となる。

また、条例第7条第4号では公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報と規定している。

- (2) 審査請求人は、行方市がダウンロードした瞬間に住所地へ回送処理していると主張しているが、国税連携システムがインストールされているパソコンと基幹系システムがインストールされているパソコンは別物であり、有線などでは繋がっていないため、国税連携システムで受信した情報は、外部媒体を用いて基幹系システムへ取り込んでいる。取り込まれた情報は、住民基本台帳に登録されている住所・氏名・生年月日等と送信された住所・氏名・生年月日等を突合し、不突合となった情報は回送先自治体を検索・特定し、国税連携システムより当該自治体へ回送の手続きを行うため、ダウンロードした瞬間に当該自治体へ回送されることはない。

5 審査会の判断

- (1) 審査請求人が本件請求をした行政文書は、公にすることにより対象システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあることから、実施機関が主張するとおり、条例第7条第3号の規定により、不開示とすることが妥当である。また、不開示理由としては条例第7条第4号も該当すると思料される。
- (2) 本件審査請求では「国税連携システムで国税庁から送られたデータには、マイナンバー制度の導入により行方市がダウンロードした瞬間に住所地へ回送処理しており、これを確認するため、マニュアル等で提示とコピーをさせてほしい」と述べているが、これを確認するとなれば、膨大な量のプログラム言語を理解して構造解析をする必要性が生じる。マニュアルではプログラムを理解することは不可能である。また、「ダウンロードした瞬間に住所地に回送処理している」ということをプログラムで理解した以上は、例えばそれがどこの誰かというのを選別して送る必要性が出てくる。そうなれば必然的に個人情報に伴うプログラムが公表されてしまう。従って、1人の情報のみを選別してプログラムを作成することはできない。
- (3) 審査請求人が主張するとおり、行政手続法第8条の規定により、公文書の不開示決定処分をする場合は、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。実施機関が審査請求人に通知した不開示決定通知書には、不開示とする根拠となる条例の条号のみの記載であり、本来は、本件審査請求に際し、実施機関が弁明書において本件請求に係る不開示情報の該当性について示した理由の概要を不開示決定通知書に記載すべきであったと判断する。

以上のことから、行政文書を開示しないとする判断は妥当といえるが、本件請求を不開示とした決定は、理由付記に不備があると判断せざるを得ない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。